



東大阪環循第10694号

令和7年2月19日

東大阪市廃棄物減量等推進審議会

会長 小幡 範雄 様

東大阪市長 野田 義和



東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

標記のことについて、令和8年度を初年度とする令和17年度までの東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされており、環境省が掲示している「ごみ処理基本計画策定指針」においては、目標年次を10年から15年先として、概ね5年ごとに改定することとされています。

本市では、令和3年3月に東大阪市一般廃棄物処理基本計画を策定し、市民・事業者・各種団体と協働でごみの減量・リサイクルの取組みを進めてきました。結果、家庭系ごみ・事業系ごみともに減少傾向にありますが、排出されるごみの中には依然として資源化できるものが多く含まれているため、更なる分別の徹底が必要です。また、焼却残渣の埋立処分場である大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス最終処分場）では、廃棄物の受け入れを令和14年度で終了予定としていることから最終処分場の余命年度を引き延ばすため、ごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

つきましては、本市の現状と課題、国・府の動向等を踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ東大阪市一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めるものです。